

第3章 各貸付けの解説

第1節－1 一般貸付け

1 貸付事由

組合員が臨時に資金を必要とする場合

2 貸付限度額

200万円（10万円単位）

3 利率等

	貸付利率	保険料充当金率	合計
年利	2.66%	0.06%	2.72%
月利	0.2216%	0.005%	0.2266%

*現在特例の貸付利率が適用されています。

4 申込書及び添付書類

(1) 貸付申込書（規程）様式第1号(1)

(2) 申し込み金額確認書類

ア 貸付金額が100万円未満の場合・・・添付書類必要なし

イ 貸付金額が100万円以上の場合

申し込み金額が確認できる次のいずれかの書類

(ア) 契約書の写し

(イ) 請書の写し

(ウ) 請求書の写し

(エ) 領収書の写し

(オ) 見積書の写し及び注文を証明できる書類の写し

※ 見積書に注文先の従業員による注文の証明を加筆・押印により取り扱うことができる。

(3) 借用証書（貸付規程別紙様式第3号(1)）

(4) 貸付事業における個人情報に関する同意書（細則様式第20号）

(5) 借入状況等申告書 (細則様式第26号)

5 定期償還の方法及び償還回数

毎月償還(120回以内)又はボーナス併用償還(毎月償還120回以内、ボーナス償還は毎月償還の6分の1以内)

* 一回の償還額等、詳細については、第5章を参照してください。

6 借替えを行う場合の制限

借替えを行う場合、既貸付金を送金した日の属する月の初日から起算して2年を経過した日の属する月まで、借替えの申込みができません。

7 貸付け申込み期限

貸付け申込みについては、購入代金等の支払い後でも貸付けを申し込めるものとし、貸付け申し込みの期限は購入代金等の支払いの日から、概ね1月以内とします。

☆☆参照条文☆☆

規程4条1号・5条3項・7条・8条1項1号・9条1項・10条・16条1～5項、
規程附則8項

様式名	<u>貸付申込書</u>	<u>記載例</u>	<u>記入上の注意 1</u>
	(規程) 様式第1号(1)		
	<u>借用証書</u>	<u>記載例</u>	
	(規程) 様式第3号(1)		
	<u>貸付事業における個人情報に関する同意書</u>		
	(細則) 様式第20号		
	<u>借入状況等申告書</u>		
	(細則) 様式第26号		
	<u>貸付金・償還金シュミレーション</u>		